

宇宙道心身命鍛練法について
医業類似行為について

(昭和三十一年三月五日医第三一九号)
(厚生省医務局長あて福井県厚生部長照会)

最近本県に於て宇宙道心身命鍛練法と称して別添印刷物(略)内容の行為を為さんとするものがありますが、これ等の行為は医師法等に抵触しないでしょうか、尚本件は東京都に講習道場を有し、その受講生が全国各地に居り、かかる行為が既に行われて居ると考えられますので、これに対する対策方針等も併せて承りたく照会致します。

宇宙道心身鍛練法について

(昭和三十一年四月六日医務第三三九号)
(福井県知事あて厚生省医務局長回答)

昭和三十一年三月五日医第三一九号をもって貴県厚生部長より照会の標記について左記のとおり回答する。

記

添付書類のみではその実態が明確でないが、たとえ講習会という名目であっても、事実上他人に対し反覆継続の意志をもって施術をなすものと認められる場合には、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法第十二条違反となるので、この点につき十分御留意の上監督指導を行うよう御配慮願いたい。